

マイナンバーカードの健康保険証利用について

当院は、令和3年10月20日から本格運用がスタートした「オンライン資格確認」に対応しています。

マイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置くことで健康保険証として利用できます。

当面の間は、データの正確性などを確認するため、マイナンバーカードと併せて健康保険証を確認させていただきます。

【マイナンバーカードを健康保険証として利用するための「初回登録」】

- ・ 当院の顔認証付きカードリーダーでも行えます（顔認証又は暗証番号入力）。
※ 受診する本人が操作をする必要があります。

【顔認証付きカードリーダーの設置場所】

- ・ 紹介状のない初診受付（4番）
- ・ 救急外来・入院受付（8番）

【オンライン資格確認とは】

- ・ 「オンライン資格確認等システム」を用いて、保険資格情報を保険者、審査支払機関と共有することで、資格確認を行います。
- ・ 保険証情報のほか、氏名、生年月日、住所等の確認を行います。

【オンライン資格確認の適用外事項】

- ・ 公費受給者証等の確認はできません。
- ・ 高齢者医療受給者証や、後期高齢者医療制度を利用している方については、負担割合の確認ができないことがあります。
- ・ 限度額適用認定証は確定申告等の状況により確認できないことがあります。

**保険証、公費受給者証等について、月1回
外来受付での提示にご協力願います。**